

鎌倉市不当労働行為事件の和解に対する声明

2018年7月19日、再審査申立人鎌倉市職員労働組合現業職員評議会(以下「組合」という)と鎌倉市(以下「市」という)は、中労委平成29年(不再)第38号事件(以下「本件」という)に関し、中央労働委員会で和解が成立したので以下の通り声明を発表する。

1 和解の内容

和解の内容は①市と組合双方は本件紛争が円満に解決したことを確認し、ともに鎌倉市民のために働く公務員として正常な労使関係を構築する、②市と組合は今後の団体交渉において誠意をもって十分に交渉をつくり、労使が合意した事項についてはその実現に向けて最大限努力する、③組合は本件再審査申立て及び神奈川県労働委員会申立てを取り下げる、④市と組合は本件和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する、とするものである。

2 本件及び鎌倉市をめぐる経緯

(1) 2014年1月、市は「新たな人事・給与制度について」を組合に提案し、同年8月に給与の大幅引き下げについて激変緩和措置を設けることで労使合意が成立した。

これを受けて、鎌倉市長は9月市議会において労使合意に基づき「職員の給与に関する条例の一部改正案」を上程したが、市議会は「激変緩和措置」を全面削除する修正をして可決した。

そのため、同年10月給与からいきなり、最大17.9パーセントの大幅賃下げとなった。(その2事件)

(2) 2015年1月、「新たな人事・給与制度について」の積み残し課題である特殊勤務手当の交渉において、市長は一方向的に交渉を打ち切り、交渉経過を無視した特殊勤務手当の大幅削減を2月市議会に提案し、可決された。(その1事件)

(3) 組合は神奈川県労働委員会(以下「県労委」という)に、不当労働行為救済申立てを、その1事件については2015年2月、その2事件については被申立人に市議会を加えて同年4月に行った。なお、「その1事件」「その2事件」は申立順であり、事件の発生順とは逆である。

(4) 2015年6月、市は組合事務所に供していた建物の使用許可を同年7月末までで終了すると通知した。組合は、県労委に実効確保の措置勧告の申立てを行い、県労委は市に対し、その2事件の審査手続終了まで組合事務所の使用継続について十分に協議することを勧告した。しかし、市は同年11月以降の使用を不許可とした。組合は同月、県労委に不当労働行為救済申立てを行った。(その3事件)

(5) 市議会や市長からの組合攻撃が強まる中、2015年12月、全労連、自治労連をはじめとした労組、市民団体や個人が参加して「鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会」が結成された。そして、市民宣伝や労働委員会に対する署名、労働委員会傍聴、学習会、市長・市議会への要請行動などの運動をすすめてきた。

(6) 組合事務所建物について2015年11月、市は横浜地裁に建物明渡しの仮処分申立てを行った。同年12月に同地裁より和解案が示されたが、市はこれに応じなかった。2016

年 2 月に同地裁は仮処分申立を却下した。しかし市は同年 3 月に建物明渡しを求めて同地裁に本訴を行った。その後、同年 10 月同地裁において和解が成立したため、組合はその 3 事件の県労委申立を取り下げた。

- (7) 2016 年 3 月、組合費のチェックオフ廃止が議員提案されたが、6 月市議会において賛成少数で否決された。
- (8) 2017 年 7 月、県労委はその 1 事件について、組合の申立を「棄却」する不当命令を出した。組合は同年 8 月、中央労働委員会に対し再審査請求をした。
- (9) 中央労働委員会で和解協議が行われ、2018 年 3 月、同労働委員会から「和解骨子(案)」が示され、同年 5 月の和解協議において労使双方から和解骨子(案)を受け入れる表明があり、和解勧告書が示された。その後同年 6 月、鎌倉市議会において「和解」を行う議案が賛成多数で可決され、本日和解の調印となった。組合は本日、その 2 事件の県労委申立を取り下げた。

3 和解内容の評価

- (1) 和解の結果、2014 年から続いた労使紛争が区切りを迎えることとなった。和解の内容は、正常な労使関係を築くこととあわせ、今後の労使協議について誠意をもって対応するという極めて当たり前の内容であるが、これをないがしろにした議会や市長から様々な組合攻撃を受けてきた中で、大きな成果と言える。
- (2) 最大 17.9 パーセントの賃下げや特殊勤務手当の大幅削減など賃金水準についての復元はなされなかったが、組合攻撃を押し返し、組合員の団結が維持された。
- (3) 2017 年 4 月の市議会議員選挙における議会構成の変化は、私たちの運動への市民の理解が進んだことがその一因と考えられる。

4 最後に

本争議の発端は鎌倉市議会による労使自治への介入にあった。

市議会が議決権を乱用し、労使合意を否定して団結権、団体交渉権を侵害し、市長の更なる不当労働行為を誘発した労働法を顧みない暴挙であったと言わざるを得ない。

こうした暴挙が鎌倉市役所で再び起こらないように、また全国で発生しないように、働く者の権利擁護と住民自治、財政民主主義のための様々な取り組みを強化する。

本日、組合と市との間で和解が成立した。正常な労使関係が維持されることで労使間の信頼が回復されることを希望する。

2018 年 7 月 19 日
鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会